

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- REACH 規則 Annex X VII (制限) の修正に関する官報公布

2) 内容

- 2024年9月20日、REACH 規則 Annex X VII (制限) を修正する官報 (EU) 2024/2462 が公布された。今回の修正は、エントリ 79 への以下 1 物質の追加に関するもの。

Undecafluorohexanoic acid (PFHxA), its salts and PFHxA-related substances

- 追加の概要は以下となる (一部抜粋) (詳細は官報を参照してください)

- 2026年10月10日以降、均質材料で測定して、PFHxA およびその塩の合計で 25ppb を超える濃度、または PFHxA 関連物質の合計で 1,000ppb を超える濃度で、以下のものを上市または使用してはならない:

- 一般消費者向けの衣料品および関連アクセサリに含まれる織物、皮革、毛皮および皮革
- 一般向けの履物
- 規則 (EC) No 1935/2004 の範囲内で、食品接触材料として使用される紙および段ボール
- 一般消費者向けの混合物
- 規則 (EC) No 1223/2009 の第 2 条 (1) の (a) に定義される化粧品。

- 2027年10月10日以降、一般消費者向けの衣料品および関連アクセサリを除く繊維製品、皮革、毛皮および皮革において、均質材料で測定して PFHxA およびその塩の合計で 25ppb、または PFHxA 関連物質の合計で 1,000ppb を超える濃度で上市または使用してはならない。

- 上記 1. 2. の適用外として、一部の個人用保護具、医療機器規則の範囲内の機器、体外診断用医療機器規則の範囲内の機器、建設用織物などがある。

3) SEAJ コメント

- REACH 規則 Annex X VII (制限) の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- なし

5) 関連情報

- 官報 (EU) 2024/2462 の URL

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202402462

6) その他

- なし